

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月24日作成)

(平成22年10月1日作成)

法令名	家畜改良増殖法
根拠条項	第7条第1項
処分の概要	種畜証明書の効力の取消又は停止
法令の定め	農林水産大臣又は都道府県知事は、第35条の検査の結果、疾患にかかっていると認められた種畜について、その疾患の程度により、それぞれその交付した種畜証明書の効力を取消し、又は停止することができる。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：) 農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月24日作成)

(平成22年10月 1日作成)

法令名	家畜改良増殖法
根拠条項	第19条第1項
処分の概要	家畜人工授精師の免許の取消
法令の定め	都道府県知事は、家畜人工授精師が第17条第1項に規定する者に該当するに至ったとき、又は家畜人工授精師から申請があったときは、その免許を取り消さなければならない。 第17条第1項 成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：) 農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月24日作成)

(平成22年10月1日作成)

法令名	家畜改良増殖法
根拠条項	第19条第2項
処分の概要	家畜人工授精師の免許の取消、業務の停止
法令の定め	都道府県知事は、家畜人工授精師が第17条第2項各号の一に掲げる者に該当するに至ったとき又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に基づく処分に違反したときは、その免許の取消、又はその業務の停止を命ずることができる。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：) 農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月24日作成)

(平成22年10月1日作成)

法令名	家畜改良増殖法
根拠条項	第26条第2項
処分の概要	家畜人工授精所の開設許可の取消、使用の停止
法令の定め	都道府県知事は、家畜人工授精所が前条第1項の構造、設備及び器具を欠くに至ったとき又は家畜人工授精所の開設者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反したときは、その開設の許可を取消し、又はその使用の停止を命ずることができる。 第25条第1項 許可は、申請に係る施設が、家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施するため必要な農林水産省令で定める構造、設備及び器具を備えていない場合には、与えない。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：) 農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)